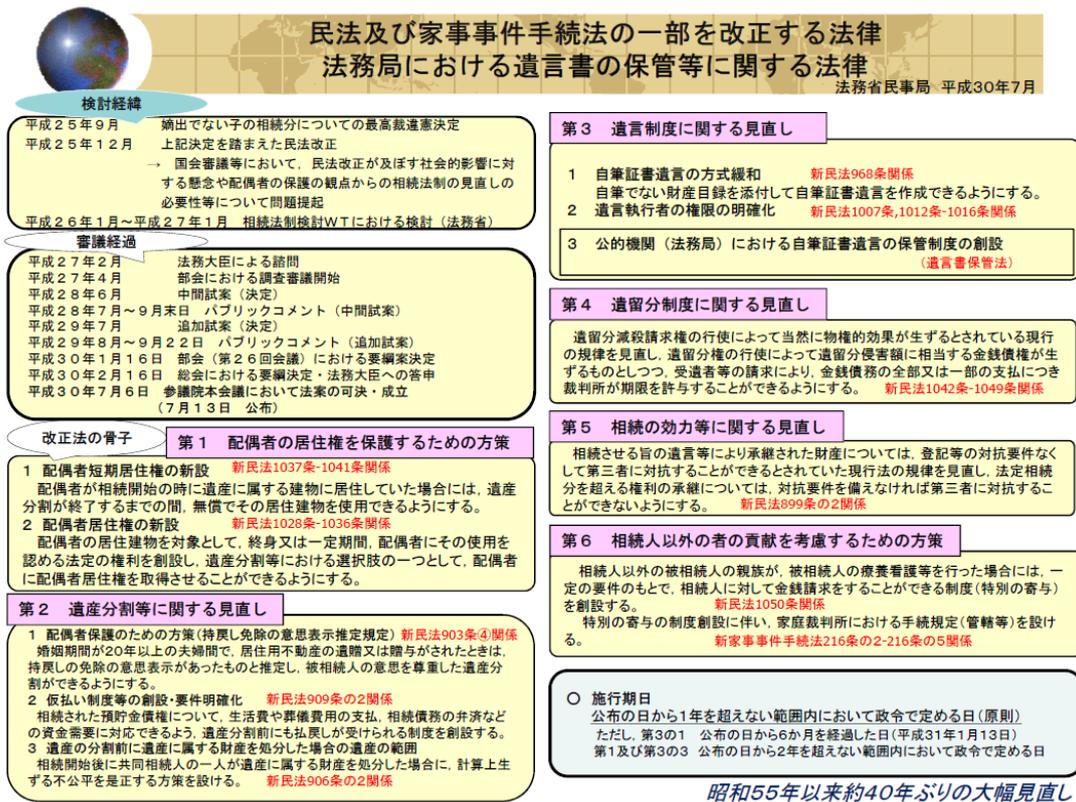


(はじめに)

配偶者の優遇を打ち出した遺産相続に関する改正民法が2018年7月6日に参議院本会議で可決・成立し、同年7月13日に公布された。原則として公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

改正内容は図表1にある通り多岐にわたるが、ここでは、主として、今後の相続に多大の影響を与えると思われる①被相続人の所有していた住宅に住んでいた生存配偶者について、その住宅の賃料を払うことなく一定期間または終身までの利用を認める配偶者居住権の創設、②婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用の不動産の遺贈または贈与がされたときは、持ち戻しの免除の意思表示があったものと推定し、被相続人の意思を尊重した遺産分割を可能とする制度、③相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件の下で、相続人に対して金銭請求をすることができる制度(特別の寄与)の創設について、細部は不明な点もあるが、現時点でわかる概要を説明しておこう。

(図表1)

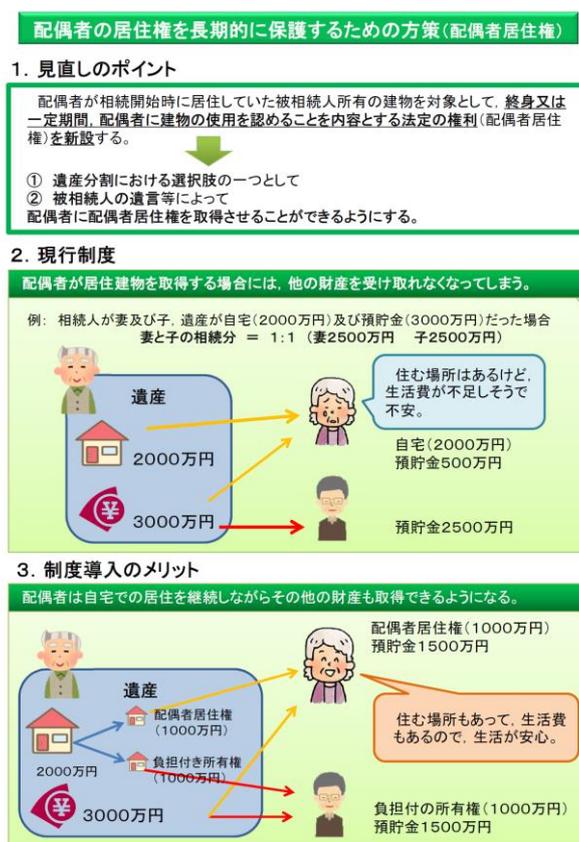


(配偶者居住権について)

図表2は法務省が用意した配偶者居住権に係る説明用の補足説明資料であり、相続人は妻と子供一人、遺産が住宅2千万円、預貯金3千万円を例示して以下のように説明している。現行法上、法定相続分は妻2分の1、子供2分の1なので、法定相続分で遺産を相続した場合、妻が住宅を相続すると、預貯金

は 500 万円しか相続できない。これでは妻の老後生活には不安が残るケースが少なからず生ずる可能性がある。そこで今回の改正は、配偶者が残りの人生における生活上の困窮を防止するため、住宅に所有権とは別に配偶者居住権を設定できるようにし、配偶者居住権をたとえば 1 千万円（この場合、負担付住宅所有権は残額の 1 千万円となる）となり、妻は配偶者居住権を相続すれば、従前の住宅に住み続けられるうえに、預貯金を 1 千万円相続することが可能になる。今回の改正により、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身または一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（配偶者居住権）が、遺産分割における選択肢としてまたは被相続人の遺言等によって認める制度が設けられた。

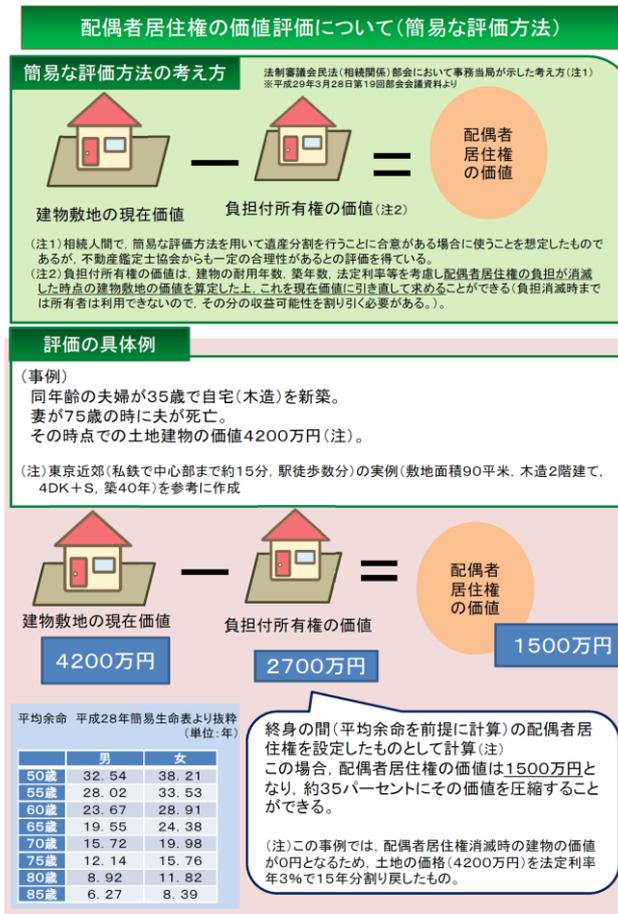
（図表 2）



（配偶者居住権の評価について）

次にこの配偶者居住権の価値をどのように評価するかが問題となるが、法制審議会民法（相続関係）部会において事務当局が示した考え方によれば、土地に係る相続税評価額である路線価や建物に係る相続税評価額である固定資産税とは関係させずに、建物敷地の現在価値から平均余命を前提に計算した終身または一定の有期を想定した配偶者居住権の価値を法定利率で必要年数分を現在価値に割り戻して算定するとしている。具体的な手法はさらに検討を要する課題のように思われる。

(図表 3)



(持ち戻し免除の意思表示の推定規定の整備)

これまで住宅を配偶者に贈与・遺贈しても遺言などで遺産に含まないことを明示しない限り「遺産の先渡し」として、取り扱われ、実質的な意味がなかった。そこで明示の意思表示がなくとも遺産分割の対象から除けるようになり、配偶者の遺産の取り分が増えることになる。

(相続人以外の者の貢献を考慮するための方策)

相続人の妻などが被相続人の介護に貢献している事例が多いことにかんがみ、これまでは相続税上は何ら考慮されることのなかったこれらの者が相続人に金銭請求できるようにすることである。ただ金銭評価を求める場合の要件の整備及びどのような金額で行わせるのかは難しい問題があろう。今後の実務上の詰めが待たれる。

(その他：自筆証書遺言制度の見直し)

なお、図表1には細かい説明が省略されているが、今回の民法改正に合わせ公的機関(法務局)による自筆証書遺言の保管制度が改正民法と合わせ7月13日に公布された遺言書保管法により創設されることになった。現在、誰でも作成できる自筆証書遺言については、遺言者の家で保管されるのが一般的であり、公正証書のように作成後の遺言を公的機関に保管する制度がないため、紛失リスクが高く、また、

日付と全文を自筆で書き、誤字の訂正を含め、署名、押印が必要であり、形式が不備であると無効とされていた。また、偽造・変造防止のため家庭裁判所による検認により、その存在を確認することが必要だった。遺言書保管法の施行により、遺言書自筆証書遺言の原本を法務局が預かるので紛失リスクが消え、相続開始後、遺言者の相続人等は全国の法務局で検索が可能となること、法務局が補完保管のする際に、担当者がチェックするので形式不備による無効を防げること、また、財産目録部分は、別紙として添付する場合に限り、手間を考慮し、自筆でなくともよくなることなどのメリットが生まれ、自筆証書遺言の利用者が増加し、相続人が法務局に足を運ぶことで不動産の相続登記の促進に繋がることも期待される。

（配偶者居住権の課題）

本制度が被相続人の生前にその住宅を担保にとっていた担保権者に不測の損害を与えることはないのだろうか。この点が法務省資料では必ずしも明確になっていないように思われる。配偶者居住権はあらかじめ遺言書に書いておくか（遺贈）、相続開始後の遺産分割協議を経てその取得が決定されるが、その権利は登記をすることで第三者に権利を主張できるとされているので、担保権者との優劣は対抗問題となり、担保権と配偶者居住権の登記の先後が重要となる。通常抵当権登記の方が配偶者居住権よりも先になされると考えられるので、この場合、配偶者居住権はどのように保護されるのであろうか。平成 30 年 1 月 16 日に開催された法制審議会民法（相続関係）部会の要綱案において「配偶者居住権は、これを登記したときは、居住建物について物権を取得した者その他の第三者に対して対抗することができる」としているが、もともとの抵当権者の権利が排除されるわけではなかろう。この場合、配偶者居住権の活用は大幅に減殺されかねないが、一般人にも分かるように事前の周知が必要であろう。

（荒井 俊行）